

行財政構造改革・実行計画 平成20年度進行管理票 (平成20年4月現在)

Plan! 行財政構造改革・実行計画		
No. 45	改革項目(名称) 未利用市有地の処分	担当課
		契約課
		電話
		855
実施内容		
未利用市有地の処分等を計画的に実施する。また、地域のまちづくりを促進するため、土地利用の提案を募集し、土地を賃貸するなどの方策を検討する。		
位置づけ	大綱	基本目標3 健全な財政運営の推進
	実行計画	3-(4) 財源確保の取組み

■特記事項(実施内容の変化など)

特になし。

■進行スケジュール

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
当初計画スケジュール	○	▲	→	→	→					
H19改訂スケジュール	▲	▲	▲	▲	→	→	→	→	→	→

【凡例】

- 実施
 - ①当初の改革内容の全体を実施した段階
 - ②改革による新たな制度やサービスが本格稼働する段階)
- ▲ 一部実施
 - ①当初の改革内容の一部を実施した段階
 - ②委員会設置や条例制定など実施に向けた具体的な取組みに着手した段階)
- 調査検討：内部的な調査・検討
- 継続：前年度の段階を継続しながら、さらに充実を図る)
- 取組停止
 - 当初の実施内容と異なる方向に推移し、現行項目に適合しなくなったもの)

Plan! 改革の取組み予定			マーク
▼平成19年度における取組み予定			
17	①稲穂町東4丁目4番5外10筆売却 ②「北広島市未利用市有地処分等基本方針」の策定		○
18	北広島市未利用市有地処分等基本方針に基づき、未利用市有地の調査・把握、土地の分類、処分等計画の策定を実施		▲
19	・「北広島市未利用市有地処分等基本方針」に基づく、処分等の実施		↓
20	・「北広島市未利用市有地処分等基本方針」に基づく、処分等の実施		↓
21	・「北広島市未利用市有地処分等基本方針」に基づく、処分等の実施		↓
22			
23			
24			
25			
26			

Do! 改革の取組み			マーク
▼平成19年度までの取組み結果			
17	・稲穂町東4丁目4番5外を53,656千円で売却した。 ・北広島市未利用市有地処分等基本方針を策定した。 ・北広島市未利用市有地処分等基本方針により北広島市未利用市有地連絡会議を設置した。		▲
18	・東共栄4丁目1番2外2件を8,428千円で売却した。		▲
19	・「北広島市未利用市有地処分等基本方針」に基づく処分等を実施した。 ・「北広島市未利用市有地処分等基本方針」に基づき未利用市有地連絡会議を開催し、未利用市有地の調査・把握、土地の分類を実施するとともに、処分等計画を策定した。 ・大曲地区の未利用市有地1筆を処分した。		▲
▼評価・改善を踏まえた取組み予定(plan!)			
20	・「北広島市未利用市有地処分等基本方針」に基づく、処分等の実施		▲
21	・「北広島市未利用市有地処分等基本方針」に基づく、処分等の実施		↓
22	同上		↓
23	同上		↓
24	同上		↓
25	同上		↓
26	同上		↓

Check! 19年度の取組みへの評価
・連絡会議にて9筆を対象として企画財政部へ土地の利用分類を依頼した結果、4筆が処分可能地となった。 ・大曲地区1筆を売却した。

Action! 評価を踏まえ改善する内容

全体的に未利用市有地が少なく、処分可能地が当初見込みより少ないため、長期的な見通しが困難な状況である。
